川崎市ＤＶ防止・被害者支援基本計画

平成27(2015)年度～平成31(2019)年度

平成27(2015)年３月

KAWASAKI CITY
川崎市

本計画における用語の使用について

「ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉は、直訳すると「家庭内暴力」となりますが、本計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。

また、「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者」を「配偶者等」と記載しています。

はじめに

配偶者等からの暴力（ＤＶ）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

ＤＶは、外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化し、被害が深刻化しやすくなるとともに、子どもにも深い心の傷を負わせるなどさまざまな影響を及ぼすものであり、社会全体で取り組まなければならない大きな問題です。

川崎市では、平成22(2010)年３月に、「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」を策定し、被害者やそのお子さんの安全と安心に配慮した市のＤＶ対策を進めてまいりました。

このたび、これまでの取組や被害の多様化・複雑化といったさまざまな課題及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正を踏まえ、被害者支援の充実及び、被害を未然に防ぐための取組の充実も図っていくこととし、計画名称を改め「川崎市ＤＶ防止・被害者支援基本計画」として策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、被害者支援体制を強化し、関係機関やＤＶの防止や被害者支援に取り組む民間団体との一層の連携・協力のもと、相談から自立まで切れ目のない支援を行っていくとともに、若い世代に対する予防啓発にも積極的に取り組むなど、誰もがＤＶに怯えることなく、安全に安心して暮らしていけるよう施策を推進してまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたり、川崎市男女平等推進審議会の委員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係団体の方々から貴重な御意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成27(2015)年３月

川崎市長　福田　紀彦

目　次

Ⅰ 基本的な考え方 …… 1
1　計画改定の趣旨 …… 1
2　計画推進の視点 …… 1
3　計画の基本目標 …… 2
4　計画の位置付け …… 2
5　計画期間 …… 3

Ⅱ 現状 …… 4
1　配偶者等暴力に関する被害の状況 …… 4
2　配偶者等暴力に関する相談の状況 …… 5
3　一時保護等の状況 …… 7
4　ＤＶ・デートＤＶに関する市民意識 …… 8

Ⅲ 計画の体系 …… 11

Ⅳ 施策の展開 …… 12
基本目標Ⅰ　ＤＶ被害者の安全確保と支援体制の充実 …… 12
施策目標１　被害者支援体制の強化 …… 12
施策目標２　早期発見のための取組の強化 …… 13
施策目標３　相談体制の充実 …… 14
施策目標４　一時保護支援と被害者の安全確保 …… 15
施策目標５　外国人、障害者、高齢者への支援 …… 17
施策目標６　被害者支援を担う関係者の人材育成 …… 18

基本目標Ⅱ　ＤＶ被害者の自立支援の促進 …… 19
施策目標７　被害者の自立支援 …… 19
施策目標８　子どもの健やかな成長への支援 …… 21

基本目標Ⅲ　ＤＶに関する関係機関・民間団体との連携・協力 …… 22
施策目標９　関係機関・民間団体相互の連携 …… 22
施策目標10　民間団体との連携・協力の促進 …… 23

基本目標Ⅳ　ＤＶを許さない社会づくりの推進 …… 24
施策目標11　ＤＶに関する理解を深めるための普及啓発や教育 …… 24
施策目標12　ＤＶ防止に向けた調査研究と男性相談 …… 25

Ⅴ 計画の推進と数値目標 …… 26
1　推進体制 …… 26
2　計画の進行管理 …… 26
3　数値目標 …… 26

参考資料
参考資料１　計画期間におけるＤＶ対策の総合的な推進 …… 28
参考資料２　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 …… 29
参考資料３　男女平等かわさき条例 …… 41
参考資料４　川崎市男女平等推進審議会規則 …… 45
参考資料５　川崎市ＤＶ被害者支援対策推進会議要綱 …… 46

Ⅰ　基本的な考え方

1　計画改定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「ＤＶ」といいます。）は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。ＤＶは、外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

ＤＶは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な影響を与えます。そのため、単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要課題の一つとして、防止に向けた取組とともに、状況に応じた相談、保護、生活・就業等の支援や情報提供など、きめ細かい被害者への支援を、関係機関が連携して行っていくことが重要となります。

国においては、ＤＶの防止と被害者の保護を図ることを目的として、平成13(2001)年４月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」といいます。）を制定しました。平成19(2007)年度の法改正では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定と、市町村が設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが、市町村の努力義務となり、身近な市町村が地域に根差したDV被害者支援を行っていくことが期待されています。平成25(2013)年度には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、ＤＶ防止法の適用対象とする法改正が行われ、交際相手からの暴力も深刻な問題であると認識されてきており、その対策が求められています。

本市では、平成22(2010)年３月に「川崎市ＤＶ被害者支援基本計画」を策定し、ＤＶ被害者とその同伴児等の安全と安心に配慮した総合的な市のＤＶ対策を積極的に推進してきました。この間、本市におけるＤＶに関する相談件数は増加傾向にあり、また、複数の問題が重なる事案など、被害は多様化・複雑化しています。

このような状況に迅速・適切に対応し、被害者の自立に向けて切れ目のない支援を行っていくため、支援体制を強化し被害者支援を充実させていくことが求められています。さらに、被害者の支援だけでなくＤＶを未然に防ぐための取組も充実させる必要があることから、計画の名称を「川崎市ＤＶ防止・被害者支援基本計画」に改め、ＤＶに係る施策を総合的、体系的に進め、ＤＶを許さない社会の実現をめざします。

2　計画推進の視点

人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、以下の４つの視点のもとに計画の推進に取り組みます。

（1）ＤＶは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

（2）子どもの目の前で行われるＤＶは、児童虐待であり、ＤＶが行われている家庭の子どもも被害者です。

（３）被害者が安全に安心して地域で暮らしていけるよう、相談から自立まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援をします。

（４）関係機関及び民間団体との連携・協力体制の一層の強化を図ります。

３　計画の基本目標

本市におけるＤＶ防止及び被害者支援のための施策を実施するにあたり、次の４つの基本目標を定め、それぞれの施策を推進します。

基本目標Ⅰ　ＤＶ被害者の安全確保と支援体制の充実

基本目標Ⅱ　ＤＶ被害者の自立支援の促進

基本目標Ⅲ　ＤＶに関する関係機関・民間団体との連携・協力

基本目標Ⅳ　ＤＶを許さない社会づくりの推進

４　計画の位置付け

（１）この計画は、ＤＶ防止法第２条の３第３項の規定に基づく市町村基本計画と位置付け、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」といいます。）を指針とし、かつ、「かながわＤＶ防止・被害者支援プラン[*1]」との整合性を図った計画とします。

（２）この計画は「男女平等かわさき条例」第８条に基づき策定された「第３期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～[*2]」の目標Ⅰ「男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進」における基本施策２「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」の施策１「ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進」に位置付けられます。また「川崎市子どもの権利に関する行動計画」等の本市各種計画との整合性を有する計画です。

（３）この計画は、本市におけるＤＶ防止の取組及びＤＶ被害者支援のあり方や方向性を定め、施策を総合的、体系的に推進するための計画です。

＊１　ＤＶ防止法に基づき、神奈川県では平成18(2006)年に現行計画の前身となる「かながわＤＶ被害者支援プラン」を策定し、市町村や民間団体と協力・連携してＤＶ被害者の相談や自立の支援などに取り組んできました。平成26(2014)年３月の改定ではプラン名称を「かながわＤＶ防止・被害者支援プラン」とし、被害者支援だけではなく、被害を未然に防止するための取組を充実させていくとしています。

＊２　平成26(2014)年３月に、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざし、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進するために第３期川崎市男女平等推進行動計画を策定しました。第３期行動計画では、ＤＶ被害者支援の推進を施策として掲げるとともに、ＤＶやセクシュアル・ハラスメント等の性に基づく人権侵害を防止するための人権教育・啓発の取組も進めていきます。

【関連図】

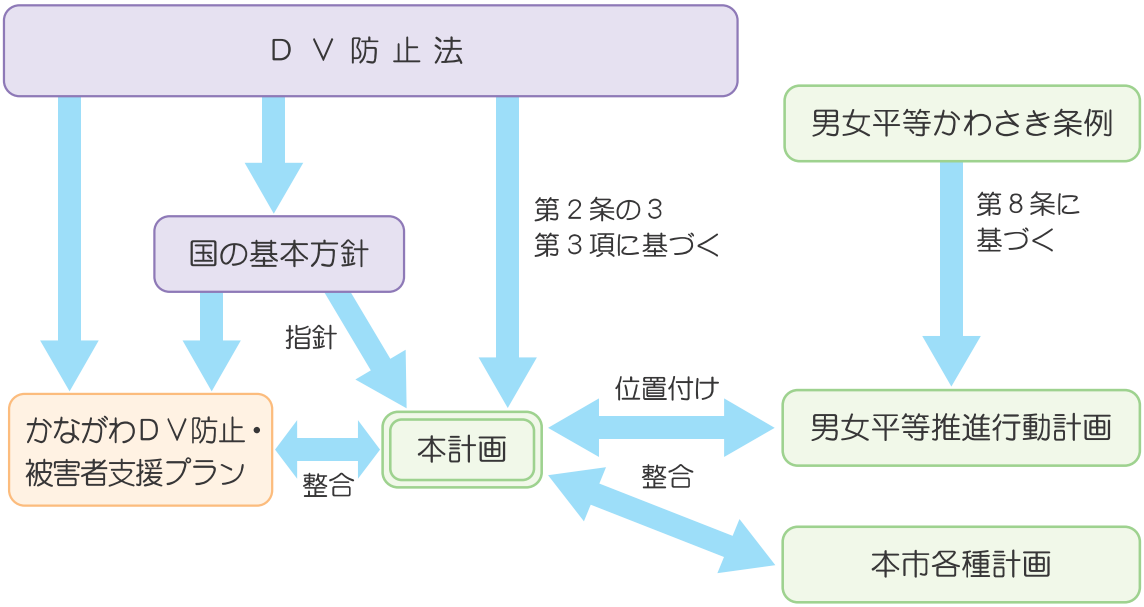

５　計画期間

本計画の期間は、平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの５年間とします。ただし、ＤＶ防止法の改正や国の基本方針の見直し、社会情勢の変化、計画の取組状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

Ⅱ 現状

1　配偶者等[*3]暴力[*4]に関する被害の状況

（1）全国の被害状況

内閣府が平成23(2011)年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）から、「身体的暴行（身体に対する暴行を受けた）」「心理的攻撃（精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた）」「性的強要（性的な行為を強要された）」のいずれかの「被害経験がある」と回答した人は女性では32.9％、男性では18.3％となっています。

図表１　配偶者からの被害経験の有無（男女別）

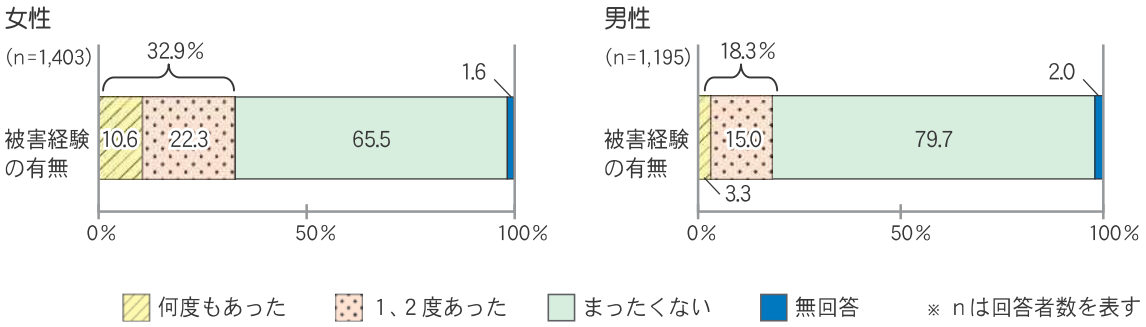

（2）川崎市の被害状況

平成26(2014)年度に実施した「かわさきの男女共同参画に関するアンケート[*5]」では、配偶者・パートナーから、「身体的暴行」「精神的暴力」「性的強要」のいずれかを受けたことがあるという人は、女性では32.8％、男性では23.0％となっています。

＊３　ＤＶ防止法における「被害者」は、男性・女性を問わず、配偶者からの暴力を受けた者をいいます。配偶者には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含まれます。また、平成25(2013)年度のＤＶ防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力を受けた者も対象となりました。生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力を受けた者については、ＤＶ防止法における被害者には含まれませんが、本計画においては、ＤＶ防止法の取り扱いの対象以外の場合には、当該者を含めて「被害者」としています。

＊４　本計画における「暴力」とは、「殴る」、「蹴る」といった身体的暴力だけではなく、次のような暴力も含まれます。
・精神的暴力：暴言を吐く、脅かす、無視する、浮気・不貞を疑う、家から締め出す、大事にしているものを壊すなど。
・経済的暴力：生活費を渡さない、女性が働き収入を得ることを妨げる、借金を重ねるなど。
・性的暴力：性行為を強要する、ポルノを見せたり、道具のように扱う、避妊に協力しないなど。
・社会的隔離：外出や、親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視するなど。
身体的暴力のように比較的外から見えやすい暴力のほかに、外から見えにくい精神的暴力などが重複し、被害が重篤になっていくことがあります。

＊５　かわさきの男女共同参画に関するアンケートは、男女共同参画に関する意識や考えを把握することを目的に、川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室と川崎市男女共同参画センターが、平成26(2014)年９月に市内在住の満20歳以上79歳以下の人を対象に実施しました。

図表２　川崎市における配偶者やパートナーからの被害経験の有無（男女別）

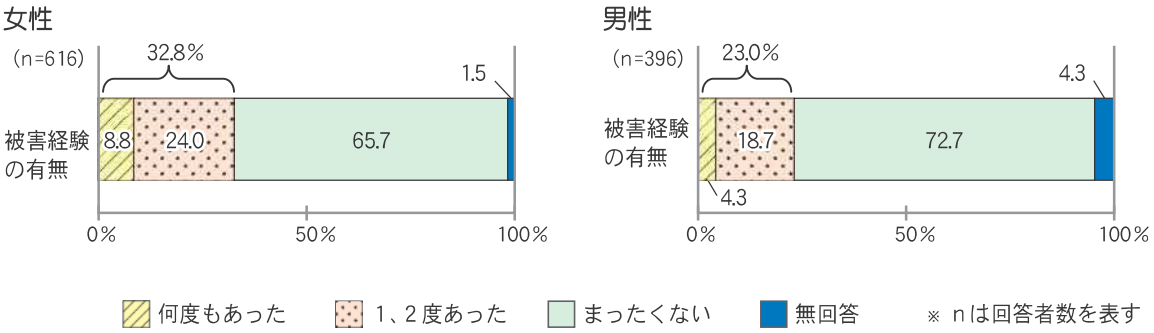

2　配偶者等暴力に関する相談の状況

（1）全国の相談状況

ＤＶ防止法に基づく都道府県や市町村の配偶者暴力相談支援センター[*6]において、ＤＶに関する相談を受けています。平成26(2014)年７月現在、全国の配偶者暴力相談支援センターの数は243か所です。相談件数は年々増加しており、ＤＶ防止法が制定された翌年の平成14(2002)年度に35,943件であった相談件数は、平成25(2013)年度には99,961件となっています。

図表３　全国と神奈川県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数[*7]

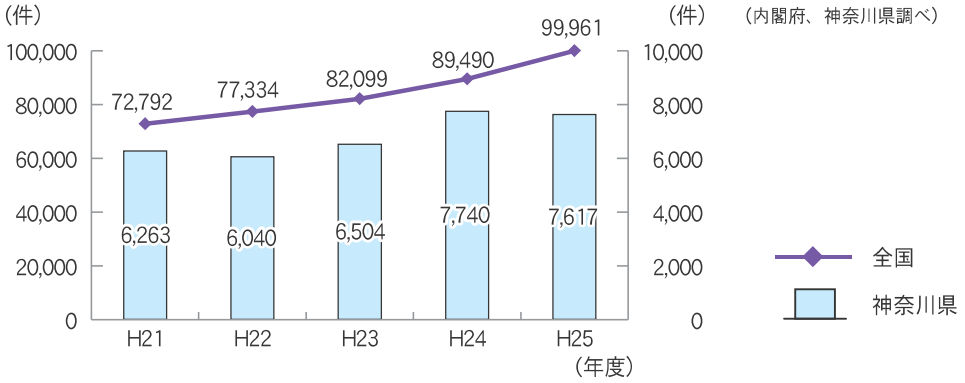

＊６　ＤＶ防止法第３条において、「都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにする」とあり、配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行っています。平成19(2007)年度のＤＶ防止法の改正により、市町村においても、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務となりました。神奈川県では、平成14(2002)年度から配偶者暴力相談支援センターを開設しています。

＊７　相談件数
・全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数（内閣府調べ）
・神奈川県内の配偶者暴力相談支援センター（県・横浜市・相模原市）における相談件数（神奈川県調べ）
※ 横浜市は平成23(2011)年９月に、相模原市は平成24(2012)年10月に配偶者暴力相談支援センターを開設

内閣府が平成23(2011)年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、過去５年間に配偶者から何らかの暴力を受けたことがあった人の相談先は、「友人・知人」が24.5％（女性32.0％、男性10.2％）と最も多く、「家族や親戚」が23.7％（女性32.0％、男性8.0％）となっています。警察に連絡・相談した人は5.4％（女性6.5％、男性3.4％）、男女共同参画センター等の相談機関を利用した人は、0.8％（女性1.2％、男性０％）と低い比率になっています。「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人は53.3％（女性41.4％、男性76.1％）となっています。

相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」62.8％（女性50.0％、男性76.1％）が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」39.4％（女性34.3％、男性44.8％）となっています。

（２）川崎市の相談状況

川崎市では、ＤＶに関する相談は、各区の保健福祉センター及び地区健康福祉ステーション（以下「保健福祉センター等」といいます。）、男女共同参画センター、人権オンブズパーソンで対応しています。

平成24(2012)年度の相談件数は992件と一時的に減少しましたが、平成25(2013)年度の相談件数は1,455件となっており、再び増加している状況にあります。

図表４　川崎市のＤＶ相談件数＊8

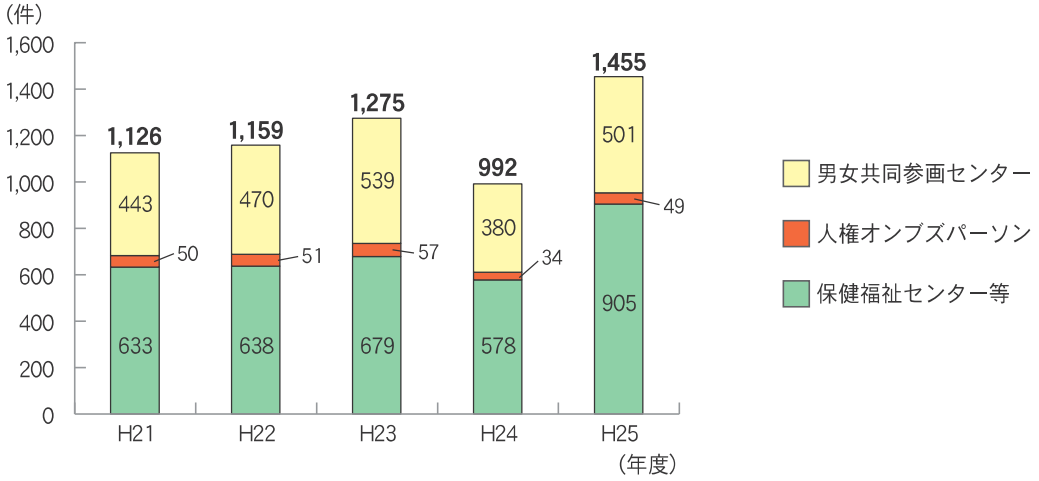

＊８　地区健康福祉ステーションでの相談受付は平成25(2013)年度から実施（図表５も同様）。
市民・こども局こども本部調べ。出典、川崎市男女共同参画センター年度事業概要、人権オンブズパーソン平成25(2013)年度報告書。なお、男女共同参画センターと人権オンブズパーソンの相談件数は、交際相手からの暴力相談件数を含みます。

また、交際相手からの暴力[*9]相談件数についても、この３年間において増加傾向にあります。

図表５　保健福祉センター等における交際相手からの暴力相談件数

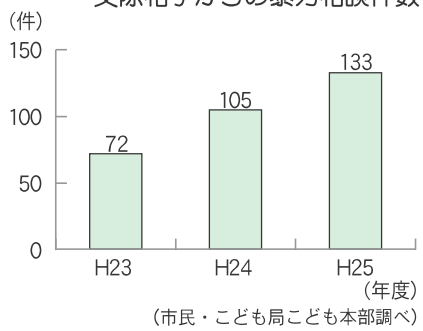

（市民・こども局こども本部調べ）

（３）川崎市における相談窓口の認知度と相談の有無

平成26(2014)年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」によると、『配偶者等からの暴力について相談できる窓口をご存知ですか』という質問に対して、「知っている」と答えた人は33.４％（女性36.６％、男性29.２％）でした。

またＤＶ被害にあった人の相談先は、「友人・知人」24.8％（女性31.2％、男性11.0％）と、「家族・親族」24.5％（女性28.2％、男性15.4％）が多くなっています。一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」を選んだ人は57.4％（女性49.5％、男性74.7％）でした。「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が57.9％（女性55.0％、男性63.2％）と男女ともに最も多く、次いで女性は「相談してもむだだと思ったから」と「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が27.0％、男性は「自分にも悪いところがあると思ったから」が36.8％となっています。

３　一時保護等の状況

（１）全国の一時保護の状況

内閣府男女共同参画局の「配偶者からの暴力に関するデータ」によると、夫等の暴力を理由に一時保護された件数は、平成19(2007)年度は4,549件、平成24(2012)年度は4,373件で、毎年度4,500件前後で推移しています。

（２）川崎市における一時保護の状況

川崎市では、被害者とその同伴家族が、配偶者等からの暴力を避けるために避難が必要となった場合に、神奈川県や民間団体等と連携し、一時保護支援を行っています。

＊９　「デートＤＶ」ともいいます。

図表６　一時保護件数の推移（神奈川県・川崎市）

（神奈川県、市民・こども局こども本部調べ）

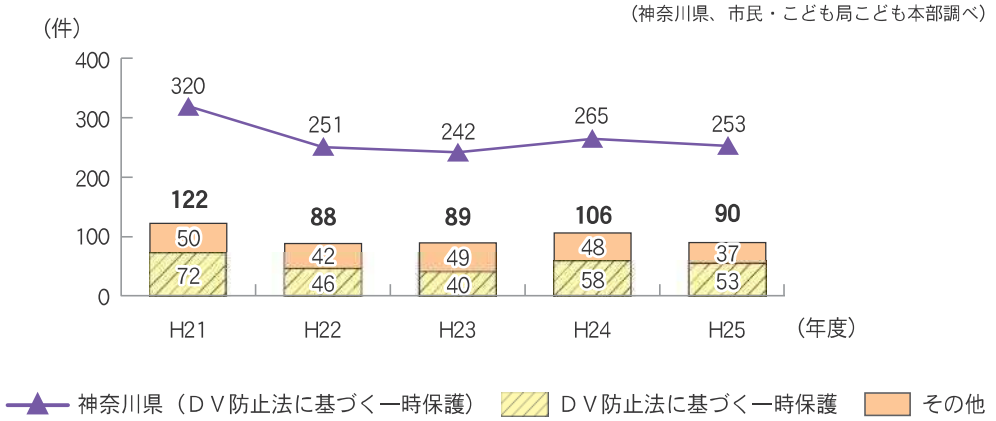

平成25(2013)年度の一時保護件数は90件で、そのうちＤＶ防止法に基づく一時保護件数は53件でした。また、53件のうち、子どもを同伴しているケースは35件と６割以上になります。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの面前でのＤＶは子どもへの心理的虐待にあたるとされています。

平成25(2013)年度の川崎市の児童相談所における児童虐待相談・通告件数は1,576件となっています。ＤＶによるものを含む警察からの心理的虐待通告件数が増加しており、全体の件数において心理的虐待が占める割合は約57％となっています。

図表７　川崎市の児童相談所における児童虐待相談・通告種別内訳

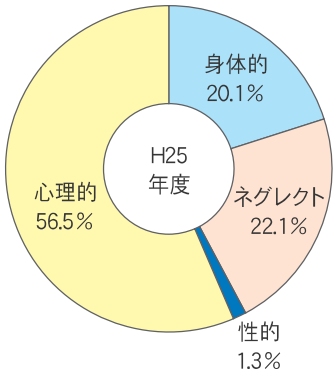

（市民・こども局こども本部調べ）

４　ＤＶ・デートＤＶに関する市民意識

（１）川崎市民のＤＶ・デートＤＶに関する認知度

平成26(2014)年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」における、11の行為について夫婦間で行われた場合に暴力だと思うかという質問では、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る」などの身体的に重大なけがを生じさせる可能性のある行為については、暴力だと認識する人が９割を超えています。一方で、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と答えた人が６割未満だった行為は、「交友関係や電話を細かく監視する」「何を言っても長時間無視し続ける」といった精神的な暴力にあたる行為でした。

図表８　夫婦間での暴力についての認識〔行為別〕（川崎市）

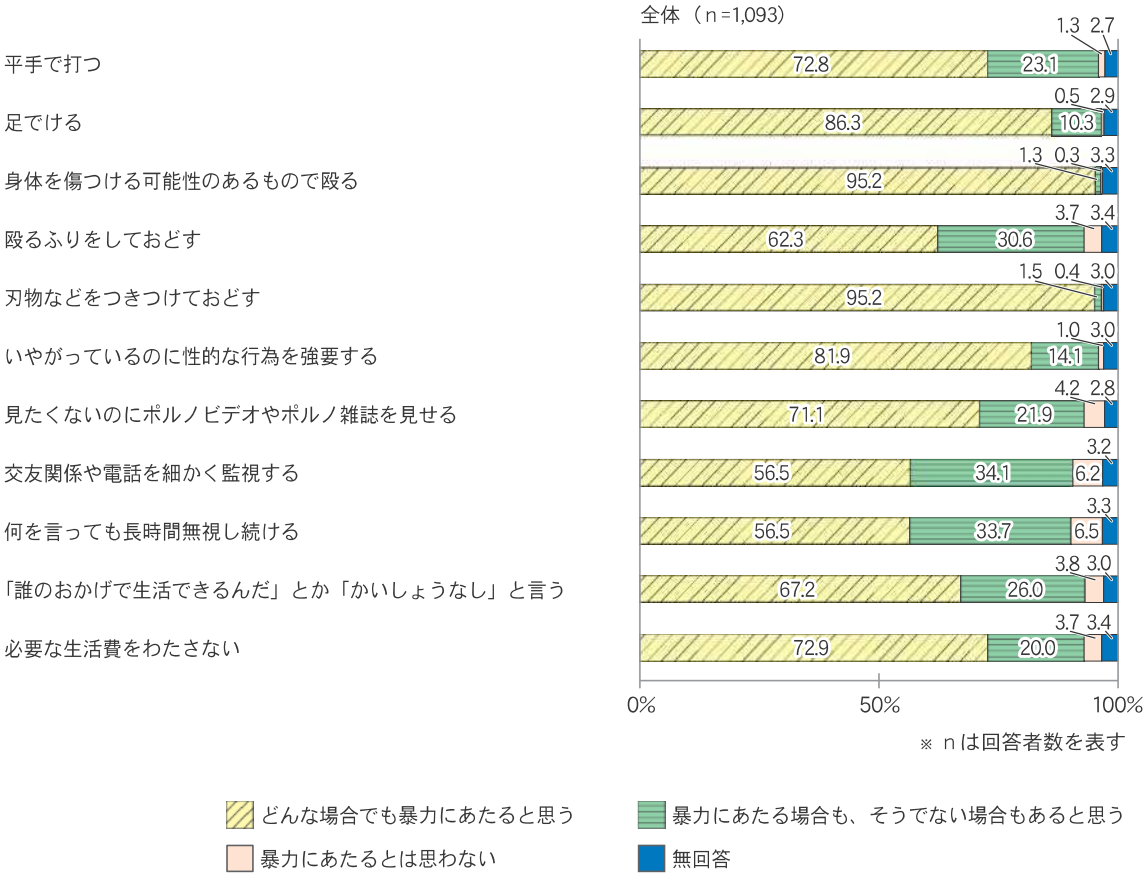

『デートＤＶについてご存知ですか』という質問の回答において、「言葉もその内容も知っている」と答えたのは４割程度にとどまっています。

図表９　デートDVの認知度（川崎市）

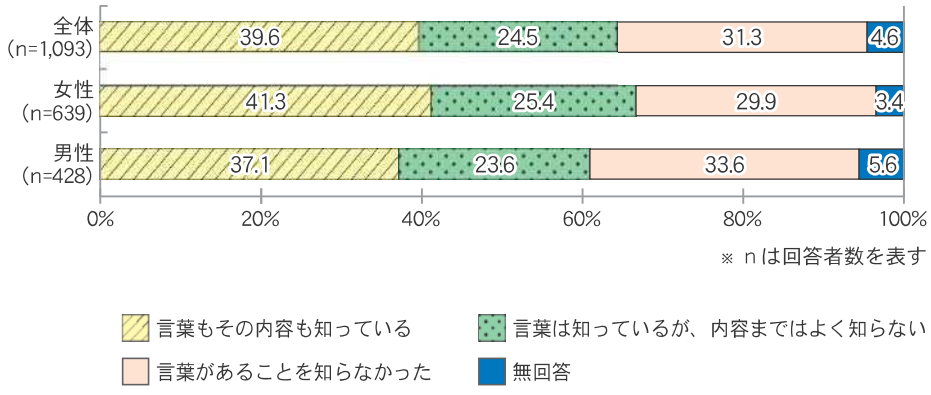

（2）ＤＶやデートＤＶを防止するために必要な対策（市民意識）

平成26(2014)年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」における、『配偶者やパートナーからの暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか』という質問に対する回答の中で、「ＤＶ被害者が相談しやすいよう、相談窓口の周知を図る」が最も多く65.1％でした。次いで「加害者への処罰を強化したり、更生のための教育等の対策を実施する」が54.6％、「学校などにおける男女平等観に基づいた教育や暴力を許さない人権教育を充実させる」が54.0％となっています。

図表 10　配偶者やパートナーからの暴力を防止するために必要な対策（川崎市）

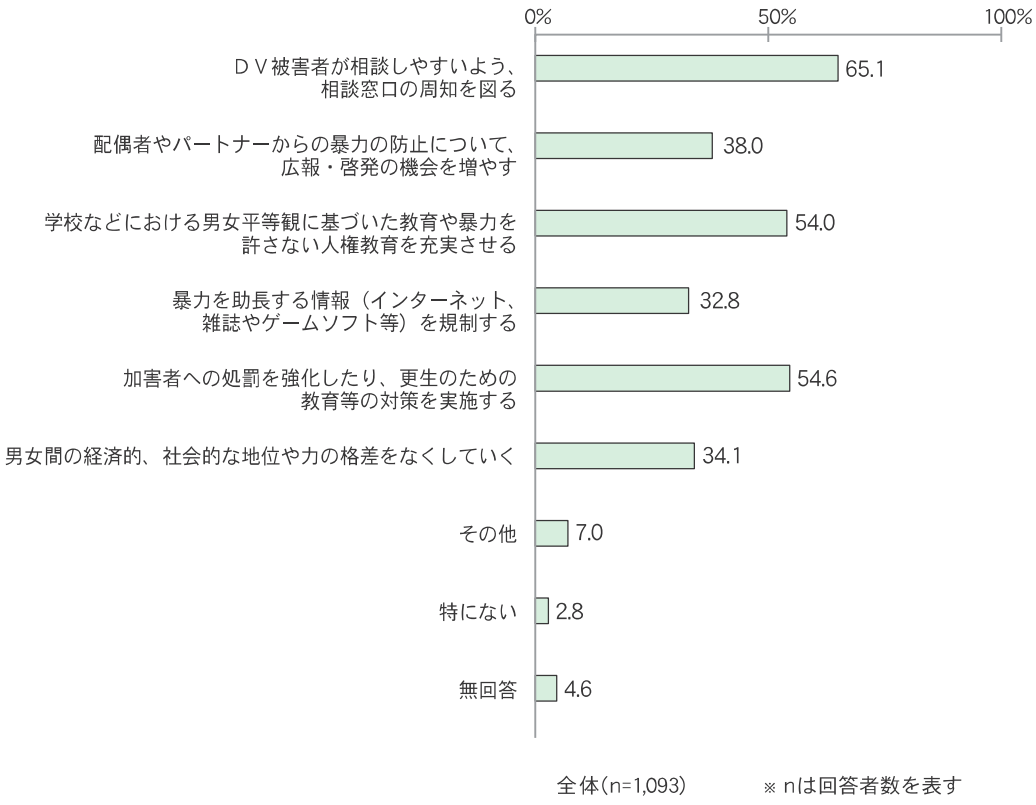

Ⅲ 計画の体系

基本目標	施策目標	施策
Ⅰ ＤＶ被害者の安全確保と支援体制の充実	1　被害者支援体制の強化	1　ＤＶ相談支援センター機能の整備
	2　早期発見のための取組の強化	2　医療機関、警察、民生委員児童委員、教育機関等における被害の早期発見の促進
	3　相談体制の充実	3　相談支援の機能の強化 4　相談窓口の周知 5　相談窓口における秘密の保持と安全の確保
	4　一時保護支援と被害者の安全確保	6　一時保護支援の充実 7　一時保護施設等との連携 8　安全の確保の徹底
	5　外国人、障害者、高齢者への支援	9　多様な状況に応じた支援 10　外国人への支援 11　障害者や高齢者への支援
	6　被害者支援を担う関係者の人材育成	12　職務関係者に対する研修等の充実
Ⅱ ＤＶ被害者の自立支援の促進	7　被害者の自立支援	13　自立支援の機能の強化 14　住居の確保に向けた支援 15　就労の支援 16　経済的な支援 17　各種制度の活用への支援 18　自立のための心のケア 19　地域における支援
	8　子どもの健やかな成長への支援	20　子どもの心のケア 21　就学支援と安全の確保
Ⅲ ＤＶに関する関係機関・民間団体との連携・協力	9　関係機関・民間団体相互の連携	22　関係機関の支援ネットワークの充実
	10　民間団体との連携・協力の促進	23　県内一時保護施設との連携強化 24　市内一時保護施設への支援 25　民間団体の活動への支援
Ⅳ ＤＶを許さない社会づくりの推進	11　ＤＶに関する理解を深めるための普及啓発や教育	26　市における普及啓発の推進 27　暴力を許さない教育の推進 28　デートＤＶ防止対策の実施
	12　ＤＶ防止に向けた調査研究と男性相談	29　ＤＶに関する調査研究 30　男性総合相談の実施

Ⅳ　施策の展開

基本目標Ⅰ　ＤＶ被害者の安全確保と支援体制の充実

多様化・複雑化するＤＶ被害事案を踏まえ、区の保健福祉センター等の相談・支援機能、ＤＶ対策を推進するこども本部の所管部署における連絡・調整機能及び、施策・事業の企画・立案機能、今後、新たに整備する総合的な窓口の機能を合わせて、本市における配偶者暴力相談支援センター（以下「ＤＶ相談支援センター」といいます。）としての機能と位置付け、その役割を果たしていきます。

ＤＶ相談支援センターを中心として、被害者が安心して身近な窓口に相談し、緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることができる体制を充実させていきます。また、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもとに、早期発見にも取り組んでいきます。

施策目標１　被害者支援体制の強化

現状と課題

川崎市では、現在、区の保健福祉センター等において、ＤＶ被害を含めた女性に関する相談、自立に向けた支援等を行っています。

保健福祉センター等へのＤＶに関する相談件数は、「Ⅱ現状」図表４のとおり、増加傾向にあります。また、さまざまな事情から転居が困難なケース、経済的困窮や児童虐待など複数の問題を抱えるケースなど被害者の置かれている状況は多様です。

このように、多様化・複雑化する事案に対して迅速・適切に対応するためには、保健福祉センター等の相談支援担当部署における組織的な対応の強化とともに、関係機関との相互の情報共有や連携の強化が不可欠です。そのために、本市として関係機関や他の自治体との連絡・調整を行う機能が必要です。また、ＤＶ被害と支援の現状を把握・分析し、全市的に統一した対応や支援の質の向上のために研修を企画・実施することや、安全な情報共有の仕組みや警察等との連携体制を構築していくことが必要です。

さらに、被害者が「どこに相談してよいかわからなかった」ため相談できず被害が深刻化してしまうということがないよう、ＤＶ被害に関する総合相談窓口の機能を整備し、広く周知することで、迅速に適切な支援に結びつけることが必要です。

施　策

１　ＤＶ相談支援センター機能の整備

（１）区の保健福祉センター等の相談・支援機能、こども本部の所管部署における連絡・調整機能及び企画・立案機能、新たに整備する総合的な窓口機能を合わせて川崎市ＤＶ相談支援

センター機能と位置付け、その役割を果たします。

（2）区の保健福祉センター等において、相談員を中心とした多職種の専門職の協働により、個々のケースの状況に応じた的確な支援を行い、組織としての対応を強化します。また、各区において、支援にかかわる組織間の連携を強化し、被害者支援を行います。

（3）ＤＶ対策を推進するこども本部の所管部署の機能を強化し、自治体間や関係機関等との適切な連携に向けて、連絡・調整を行います。

（4）こども本部の所管部署において、被害者支援に関する情報の収集と分析、研修の企画・実施、安全な情報共有の仕組みや連携体制の構築など、ＤＶ対策の推進に向けて、施策・事業の企画・立案機能を強化します。

（5）ＤＶ被害にかかわる総合相談窓口の機能を整備します。

施策目標２　早期発見のための取組の強化

現状と課題

ＤＶ防止法第６条で、配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないとされています。特に医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関等への通報や相談窓口の情報提供などを通じて、被害者の早期発見に積極的な役割を果たすことが期待されています。

また、地域において活動している民生委員児童委員や保育園、幼稚園、学校は、家庭に接触する機会が多く、ＤＶを発見する可能性が高いことから、これらの職務に携わる関係者も被害者への情報提供等の支援を行うことが重要となります。

そのため、被害の早期発見に向け、関係機関との相互連携の仕組みを構築するとともに、関係者へのＤＶに関する意識啓発や情報提供に努めていくことが必要です。

施　策

２　医療機関、警察、民生委員児童委員、教育機関等における被害の早期発見の促進

（1）業務を通じて被害を発見しやすい立場にあることから医療機関に対し、ＤＶに関する情報提供に努めるとともに、関係機関それぞれの役割と位置付けに考慮しながら、医療機関との相互連携の仕組みを構築します。

（2）警察は、業務を通じて被害を発見しやすい立場にあることから、関係機関それぞれの役割と位置付けに考慮しながら、警察との相互連携の仕組みを構築します。

（3）地域において活動している民生委員児童委員に対して、被害の早期発見に向けＤＶに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。

（4）保育園や幼稚園、学校は、児童の保護者との日常のコミュニケーションから、各家庭の状況を把握する可能性が高いことから、学校等の関係者に対し、被害の早期発見に向け、Ｄ

Ｖに関する意識啓発や相談窓口等の情報提供を行います。

（5）業務等を通じて被害を発見し、ＤＶ相談支援センターに通報があった場合は、通報者に対し、被害者の意思と安全に配慮しながら、被害者に相談窓口への相談を勧奨するように依頼するとともに、緊急性が高い場合の対応について情報提供するなど、被害者の安全確保につながるよう取り組みます。

施策目標３　相談体制の充実

現状と課題

ＤＶは外部から発見しづらい場において行われることが多く、暴力が潜在化し、被害が深刻化しやすいという特性があることから、被害者を早期に適切な支援に結びつけていくことが重要となります。そのためには、被害者が相談をすることから始まります。しかし、平成26(2014)年度実施の「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」によると、「ＤＶについて相談できる窓口を知らない」と答えた人は、63.5％でした。また、ＤＶ被害にあった人のうち、「相談するほどのことではないと思ったから」などといった理由から、どこ（だれ）にも相談しなかった人が57.4％となっていることが明らかになりました。被害者がＤＶ被害を一人で抱えこまず、相談しやすくするためには、ＤＶに対する正しい理解を深める取組とともに、相談窓口を広く周知していくことが重要です。

本市におけるＤＶの相談件数は増加傾向にあり、相談内容も多様化・複雑化しています。こうした多様な相談に適切に対応するため、ＤＶ対策の中心的な役割を担うＤＶ相談支援センター機能を整備し、関係機関が連携し一体的な支援を行えるよう調整していくとともに、相談窓口において、相談者の状況を見極め、適切な支援につながるよう、関係者と協力して対応していく必要があります。

ＤＶ加害者が、執拗に被害者の居所を追うこともあるため、被害者がいつでも安心して相談できる環境の整備が重要です。被害者や被害者を支援する職員等の安全確保のため、関係部署において、安全への共通認識を持ち、情報管理の徹底に努める必要があります。

施　策

３　相談支援の機能の強化

（1）ＤＶ被害にかかわる総合相談窓口の機能を整備し、関係機関と連携し対応します。

（2）区の保健福祉センター等の相談窓口において、被害者の個々の状況に応じた的確な支援につなげるため、多職種の専門職と協働し、被害者の意思を尊重した相談を実施します。

（3）男女共同参画センターでは、電話相談や面接相談、法律相談などの女性総合相談事業を実施しています。ＤＶに関する緊急事案や困難事案については、ＤＶ相談支援センターと連携を図りながら、被害者の支援に努めます。また、自立支援を含め、さまざまな問題や悩

みについて、相談者自身が考え判断し解決に向けた行動がとれるように相談を行っていきます。

（4）人権オンブズパーソンでは、男女平等にかかわる人権侵害や子どもの権利の侵害について相談事業を実施し、問題解決に向け助言や支援を行っています。ＤＶに関する緊急事案や困難事案については、ＤＶ相談支援センターと連携を図りながら、被害者の支援に努めます。

（5）被害者が関係機関の窓口ごとに事情を説明する負担を軽減し、二次的被害[*10]を防止するため、関係機関等がそれぞれの役割を踏まえて対応するとともに、相互の緊密な連携に努めます。

（6）ＤＶは児童虐待と密接に関係しているため、ＤＶ相談支援センターと児童相談所は連携を強化し、子どもへのケアを行っていきます。

（7）ＤＶ相談支援センター（こども本部）は、被害者支援に関する情報を収集し、関係機関等への情報提供及び助言を行うとともに、研修を企画・実施し、相談・支援の質の確保と向上に努めます。

4　相談窓口の周知

（1）相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。

（2）ホームページや広報誌等でＤＶ防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。

（3）医療機関、警察、民生委員児童委員、福祉施設や教育機関等へ相談窓口を周知し、相談につながるように努めます。

5　相談窓口における秘密の保持と安全の確保

（1）相談窓口における、相談者のプライバシーと安全の確保に努めます。

（2）被害者の安全確保のための情報の保護と管理を徹底するとともに、相談・支援に関する安全な情報共有の仕組みの構築や、職員及び民間団体等の情報の保護に努めます。

（3）被害者及び支援者等の安全確保のため、関係者は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持って業務を遂行するよう、関係部署を含めた職員に情報の保護と管理について周知徹底させるための研修等を計画的に行います。

施策目標４　一時保護支援と被害者の安全確保

現状と課題

被害者とその子ども等の安全確保は最優先課題です。本市では、神奈川県や民間団体等と連携し、一時保護支援を行い、被害者やその同伴家族の安全を確保しています。

＊10　二次的被害
ＤＶにより心身ともに傷ついた被害者が、相談、保護、捜査、裁判等の過程において、ＤＶの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な対応で、さらに傷ついてしまうこと。

一時保護施設は、ＤＶから逃れてきた被害者やその子どもたちが安心して心と体を休める場所です。被害者一人ひとりの心身の状況に応じたケアや支援を行うためには、一時保護施設と連携して取り組んでいく必要があります。

また、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくないことから、加害者からの追跡への対応等について関係機関における情報の共有と情報管理の徹底に努めることが重要です。

施　策

6　一時保護支援の充実

（1）広域的な対応を行うため、神奈川県配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化します。

（2）一時保護支援の際には、警察と適切に連携し迅速な対応を行います。

7　一時保護施設等との連携

（1）一時保護施設と連携し、被害者を支えながら自立に向けた支援に取り組んでいきます。

（2）一時保護中、被害者とその同伴児が精神的な安定を取り戻すための環境を提供し、本人の状況や状態に合った適切なケアを行うことができるよう、関係機関等と連携し、対応します。

（3）一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、被害者の個々の状況を踏まえてニーズを把握し、一時保護施設、神奈川県等と連携して、被害者の立場に立った支援方針を決定し支援に取り組みます。

（4）被害者とその子どもの心身の状況に応じて、一時保護の支援方針について、児童相談所と協議・調整します。

（5）一時保護中の同伴児の学習機会の確保のため、一時保護施設に対する適切な支援について検討します。

8　安全の確保の徹底

（1）被害者に対し、保護命令[*11]の制度や手続き等について情報提供するとともに、裁判所から書面提出を求められた場合は、迅速かつ的確に対応します。

（2）裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、関係機関と連携を図りながら、被害者本人と子どもや親族等の安全確保のため助言等を行います。

（3）保育園、幼稚園、学校等と連携し、子どもの安全の確保に努めます。

＊11　保護命令とは、配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から身体に対する暴力を受けることによりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、被害者からの申し立てにより、配偶者に対して裁判所が発する命令です。

- 被害者への接近禁止命令：配偶者が被害者の身辺につきまとったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する
- 退去命令：配偶者に、被害者と共に住む住居から一定期間退去することを命じる
- 被害者の子又は親族への接近禁止命令：被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等の身辺につきまとったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する
- 電話等禁止命令：被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する

（4）ＤＶ相談支援センター（こども本部）は、自治体間や関係機関等との連携を強化し迅速かつ適切な被害者とその同伴児の安全確保が行えるよう、連携体制や安全な情報共有の仕組み等について、検討・調整します。

（5）被害者の安全の確保のため、情報の保護と管理を徹底します。

（6）被害者及び支援者等の安全確保のため、関係者は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持って業務を遂行するよう、関係部署を含めた職員に情報の保護と管理について周知徹底させるための研修等を計画的に行います。【再掲：基本目標Ⅰ－施策目標３－施策５（3）】

施策目標５　外国人、障害者、高齢者への支援

現状と課題

ＤＶ被害者に対する支援は、被害者の国籍等を問わず、プライバシーの保護、安全の確保など人権に配慮した対応をし、それぞれの被害者の状況に対応した支援を実施することが重要です。そのためには、まず支援者が、被害者の置かれている状況や求めている支援が多様であり、一人ひとり異なるという認識を持つ必要があります。

外国人被害者は、言葉や文化の違いにより社会の中で孤立しやすく、相談窓口についても分りにくい状況にあります。また、実際の支援にあたって、在留資格、法律手続、自立支援策など、複雑で対応が困難な場合が少なくありません。こうしたことから、文化や言語の違いに配慮し、国際交流や外国人支援を行っている民間団体と連携した相談、支援を行っていく必要があります。

また、障害者や高齢者については、ＤＶがより潜在化しやすい傾向があり、また、虐待と関連があるため、被害者が適切な支援を受けられるよう、各相談窓口等の関係機関と連携した支援が必要です。

施　策

9　多様な状況に応じた支援

（1）被害者の心情と安全に配慮し、外国人等多様な背景を持つ被害者の状況を踏まえてニーズ調査等を行い、被害者の立場に立った支援施策を検討します。

（2）被害者の多様性や個別性への認識を持ち、個々の状況等に応じた支援を行います。

10　外国人への支援

（1）外国人に対し、文化や制度の違い等に配慮した対応に努めます。

（2）外国人被害者への支援の充実に向けて、さまざまな事例に対応できる通訳者の確保など、外国人被害者の支援団体等との連携を強化します。

（3）外国人被害者へ適切な助言が行えるよう、外国人被害者の支援団体等と連携し、相談担当者や通訳者への研修を実施します。

11　障害者や高齢者への支援

（1）障害者の相談にかかわる機関にＤＶ被害者支援に関する情報等を提供するなど、障害のある被害者が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携します。

（2）高齢者へのＤＶについては、被害者が適切な支援を受けられるよう高齢者虐待に関する相談窓口等の関係機関と連携します。

施策目標６　被害者支援を担う関係者の人材育成

現状と課題

相談や支援に携わる行政職員及び支援者は、それぞれの立場においてＤＶの特性を踏まえた適切な対応を行うことが常に求められており、業務に関する高い専門性が必要です。相談者のさまざまなニーズにあわせた支援方法を検討して実践することで経験やスキルを蓄積していくとともに、定期的な研修等により一層の資質向上を図る必要があります。

また、行政職員及び支援者の不適切な対応によって被害者の安全を脅かし、その心に一層の傷を与えてしまうといった二次的被害を防止する取組が必要です。

施　策

12　職務関係者に対する研修等の充実

（1）ＤＶ相談支援センター（こども本部）は、被害者支援に関する情報を収集し、関係機関等への情報提供及び助言を行うとともに、研修を企画・実施し、相談・支援の質の確保と向上に努めます。　【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標３-施策３（7）】

（2）被害者に対して、ＤＶに関する正しい理解と認識のもと、組織として一体的な支援を行えるよう、管理職を含めた職員研修を実施します。

（3）被害者の支援にかかわる各機関において、被害者のさまざまな状況に応じた支援の実務研修や事例検討会議を実施するとともに、関係者間における事例検討会議等を開催し、支援に関する知識やスキルについて、情報共有・交換することにより、支援の質の向上を図ります。

（4）外国人等被害者の置かれているさまざまな状況や背景を理解するための研修や、法的対応に関する専門研修等を実施します。

（5）学校職員、保育士及び幼稚園の関係者等に対する研修を通じて、ＤＶについての正しい理解を促進します。

（6）被害者支援を担う関係者に対するさまざまな研修を通じて、被害者の二次的被害の防止を図ります。また、保健、医療、福祉、教育及び警察等関係機関、並びに民間団体に対しても研修の参加を促します。

基本目標Ⅱ　ＤＶ被害者の自立支援の促進

被害者の自立支援については、ＤＶ防止法の中でも、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講じなければならないこととされています。

また、被害者の置かれている状況は、一人ひとり異なっており、生活支援、就業支援、住宅の確保に向けた支援、同伴児への支援など、自立に向けた課題や必要な支援も異なります。本市では、それぞれの施策を所管する機関が、被害者の置かれた立場を理解し、相互に連携して自立支援に努めます。

施策目標７　被害者の自立支援

現状と課題

被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立して生活しようとする場合、さまざまな課題に直面します。住宅の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアについての支援が必要となります。

被害者の自立支援にあたっては、生活保護制度やひとり親家庭に対する支援制度などの各種制度を活用しながら、被害者の置かれた立場を理解し、関係機関が相互に連携して、自立に向けた支援を行うことが重要です。

一時保護の期間中に行く先が決まらない被害者も多いのが現状です。そのような場合は、引き続き一時保護施設において関係機関が連携して被害者の自立支援を行っています。このように、関係機関の連携・協力により切れ目のない支援に努めていますが、自立支援の充実のため、母子生活支援施設などの既存施設の活用を図っていく必要があります。

また、地域で生活する被害者が、安心して暮らしていけるよう、継続的な支援や見守り支援、自助グループの活動支援を通じた居場所づくりなども必要です。

施　策

13　自立支援の機能の強化

（1）被害者の意思を尊重しながら、状況に応じてニーズを把握し、必要な情報提供を行います。

（2）関係機関等の連携体制を充実させるとともに、自治体間の広域協力により、各機関が行う自立支援が円滑に行われるよう努めます。

（3）一時保護後の自立支援のあり方について、一時保護施設を運営する民間団体と協議・検討を行います。

（4）子どもを同伴する被害者について、母子生活支援施設を活用し、自立に向けた支援の充実を図ります。

（5）ＤＶ被害者の自立に向け、女性保護施設の活用について、神奈川県と連携していきます。

14　住居の確保に向けた支援

（1）被害者が安心して生活できる住居の確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。

（2）一時保護施設退所後等の居住場所として、「配偶者からの暴力被害者の市営住宅への一時使用に関する要綱」に基づき、市営住宅への住居設定に係る支援を行います。

（3）居住支援制度を活用し、被害者の民間賃貸住宅についての入居機会の確保を支援します。

15　就労の支援

（1）被害者の状況に応じた就職や転職のための相談や、就労のための講座などの事業を実施します。

（2）公共職業安定所や職業訓練制度など就労支援に関する情報を収集し、被害者に提供します。

（3）ひとり親家庭を対象とした職業訓練や生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。

16　経済的な支援

（1）経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、制度の内容や手続きをわかりやすく、被害者に説明します。

（2）必要に応じて、母子父子寡婦福祉資金貸付事業[*12]や生活保護の円滑な運用を行います。

17　各種制度の活用への支援

（1）住民基本台帳、健康保険、年金、生活保護及び児童扶養手当等の諸制度の手続きの円滑な運用に向けた支援を行います。

（2）各種手続きに必要な証明書を発行します。

（3）法的対応に係る支援について、弁護士会等との連携を強化し、被害者に法律相談や日本司法支援センター（法テラス）[*13]等の情報提供を行います。

（4）住民基本台帳の閲覧等の制限について、職員に対する研修等を行うとともに、制度を適切に運用します。

18　自立のための心のケア

（1）心のケアが特に必要な被害者に対しては、心のケアについて相談やカウンセリングが受けられる機関について情報提供を行います。

（2）サポートグループ相談の実施や自助グループの活動支援などを通じ、被害者の居場所づくりと心のケアに努めます。

（3）一時保護施設に入居している被害者の心情と安全に配慮し、被害者の個々の状況を踏まえてニーズを把握し、一時保護施設、神奈川県等と連携して、被害者の立場に立った支援方

＊12　母子父子寡婦福祉資金貸付事業
　母子家庭（配偶者のない女性と20歳未満の児童で構成される世帯）の母子、父子家庭（配偶者のない男性と20歳未満の児童で構成される世帯）の父子、寡婦（配偶者のない女性でかつて母子家庭の母であった方）を対象とした、自立支援のための貸付事業。

＊13　日本司法支援センター（法テラス）
　総合法律支援法に基づき、設立された公的な法人。

針を決定し支援に取り組みます。 【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標４-施策７（3）】

19　地域における支援

（1）被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合は、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。

（2）地域で生活する被害者とその子どもが、地域の中で孤立することがないよう、関係機関と連携し、継続的な支援を行います。

（3）サポートグループ相談の実施や自助グループの活動支援などを通じ、被害者の居場所づくりと心のケアに努めます。 【再掲：基本目標Ⅱ-施策目標７-施策18（2）】

施策目標８　子どもの健やかな成長への支援

現状と課題

本市のＤＶ防止法に基づく一時保護件数は、ここ数年50件前後で推移していますが、その６割以上が子どもを伴った保護となっています。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもが同居する家庭において配偶者に対し暴力を振るう等の行為も児童への虐待であるとされているように、ＤＶを身近に見てきた子どもたちは、身体に暴力を受けていなくてもさまざまな心の傷を抱えており、その心理的影響を考慮して、子どもたちの心のケアを充実させていくことが必要です。

被害者と子どもの安全を確保し、自立を促進するためには、子どもの就学や保育は極めて重要で、関係機関が十分な連携をとって組織的な対応を図っていくことが求められます。

施　策

20　子どもの心のケア

（1）ＤＶは児童虐待と密接に関係しているため、児童相談所をはじめ、子どもに対応する関係機関は連携を一層密にし、被害者の状況と子どもの状況について十分把握し、子どもの心のケアと親子関係の再構築について継続的な支援を行います。

（2）地域で生活する被害者とその子どもが、地域の中で孤立することがないよう、関係機関と連携し、継続的な支援を行います。 【再掲：基本目標Ⅱ-施策目標７-施策19（2）】

21　就学支援と安全の確保

（1）被害者の子どもの転出入などの手続きや授業料の免除制度などの活用について、情報の提供と円滑な対応に努めます。

（2）被害者とその子どもの置かれた状況について正しく理解し、適切な情報管理を行い、子どもの安全確保と守秘義務が徹底されるよう関係機関へ協力を要請します。

（3）学校職員、保育士及び幼稚園の関係者等に対する研修を通じて、ＤＶについての正しい理解を促進します。 【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標６-施策12（5）】

基本目標Ⅲ　ＤＶに関する関係機関・民間団体との連携・協力

ＤＶ防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、県及び市の関係機関や民間団体等との連携を進めます。特に、神奈川県では、被害者の支援やＤＶ防止に取り組む民間団体の活動が活発であることから、こうした民間団体と連携・協力を図ります。

また、関係機関や民間団体と定期的に意見交換を行い、施策や事業に反映します。

施策目標９　関係機関・民間団体相互の連携

現状と課題

本市では、ＤＶ被害者支援にかかわる複数の会議を見直して、平成22(2010)年度に「川崎市ＤＶ被害者支援対策推進会議」を設置し、国、神奈川県、警察、市の関係部署及び医師会、弁護士会、民間団体などの関係機関・団体との連携の強化に努めています。

ＤＶ被害者の支援には、その発見から自立に向けた支援まで、被害者を市外施設で保護するなどの市域を超えた広域的な支援や、段階に応じたさまざまな支援が必要であり、切れ目のない支援を行うためには、支援にかかわる機関の連携が重要です。

そのため、ＤＶ相談支援センターが中心となって、ＤＶ対策に係る関係機関の連携体制の検討・調整を行い、今後も緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進していくことが必要です。

施　策

22　関係機関の支援ネットワークの充実

（1）ＤＶ相談支援センター（こども本部）は、自治体間や関係機関等との連携を強化し、迅速かつ適切な支援が行えるよう、連携体制や安全な情報共有の仕組み等について、検討・調整します。

（2）「川崎市ＤＶ被害者支援対策推進会議」を開催し、関係機関が相互理解と共通認識のもと、効果的な支援のために円滑な連携ができるよう努めます。

（3）ＤＶ被害者に対する相談支援等を行う関係機関会議を開催し、相談支援や自立支援の充実に向けた連携を進めます。また、神奈川県による関係者会議に参加するなど、県内での連携を強めます。

（4）被害者の支援にあたっては、必要に応じて、市外の施設を活用するなど、広域連携に努めます。

（5）被害者が新たな地域で自立した生活を始める場合は、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。

【再掲：基本目標Ⅱ-施策目標７-施策19（1）】

施策目標10　民間団体との連携・協力の促進

現状と課題

被害者の相談、一時保護、自立支援については、ＤＶ問題に取り組む民間団体が大きな役割を担っており、現在も、民間団体、県、市が連携・協力して被害者支援に取り組んでいます。また、ＤＶ防止に向けた取組についても、民間団体と連携・協力しながら進めています。

今後も、民間団体が持つ専門性や柔軟な対応力などを生かしＤＶ防止や被害者支援を充実していくことが求められており、民間団体の取組を支援するとともに、定期的に意見交換を行い、施策や事業に反映していくことが重要です。

施　策

23　県内一時保護施設との連携強化

（１）県内の一時保護施設と定期的な意見交換を行うことができる場を設定し、情報共有に努め、連携の強化を図ります。

（２）一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やＤＶに関する制度についての情報提供を細やかに行います。

（３）職員への研修資料や市民啓発資料等の作成にあたっては、民間団体に蓄積された被害者支援の知識や情報等を踏まえて作成します。

24　市内一時保護施設への支援

（１）市内で一時保護施設を運営する民間団体が安定的、継続的に活動できるよう、支援します。

（２）一時保護施設のスタッフへの研修・講座の開催やＤＶに関する制度についての情報提供を細やかに行います。

【再掲：基本目標Ⅲ-施策目標10-施策23 (2)】

25　民間団体の活動への支援

（１）ＤＶ被害者支援のための知識や経験を有し、相談や自立支援、啓発活動等を行う民間団体の取組を支援します。

（２）民間団体の被害者支援活動やＤＶ防止活動等との連携や協働に努めます。

基本目標Ⅳ　DVを許さない社会づくりの推進

ＤＶをなくし、暴力防止への理解を広く市民に促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。また、家庭や地域、学校等において、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重し、DVを許さない社会づくりを進めていくことが重要です。

施策目標11　ＤＶに関する理解を深めるための普及啓発や教育

現状と課題

配偶者等からの暴力を未然に防ぎ、ＤＶを許さない社会の実現のためには、ＤＶは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを、普及啓発していくことが必要です。本市では、被害者支援とともに、ＤＶ防止の取組として、啓発資料の作成・配布、講座の開催等を行っています。

平成25(2013)年度に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、ＤＶ防止法の適用対象とする法改正が行われました。本市の保健福祉センター等の相談窓口における交際相手からの暴力（いわゆるデートＤＶ）相談件数も、この３年間増加傾向にあります。若い世代に対して、男女の人権を尊重し、ＤＶに対する正しい理解を図るための教育や啓発を行う必要があります。

また、ＤＶ被害者の中には、加害者への恐怖感などから支援を求められない人や、自分が被害者であると気付かないまま暴力を受け続ける人がいます。ＤＶは、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的、社会的な内容も含めた暴力行為であるということを周知するとともに、相談窓口の一層の周知及び適切な支援内容等の情報提供が求められます。

施　策

26　市における普及啓発の推進

（１）民間団体と連携・協力しながらＤＶ関連講座やセミナー等を開催し、広く市民への啓発を進め、ＤＶ防止のための取組を推進します。

（２）相談窓口の情報を掲載したカードやパンフレットを作成・配布し、相談窓口のより一層の周知に努めます。　【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標３-施策４（1）】

（３）ホームページや広報誌等でＤＶ防止や相談窓口の広報・啓発活動を推進します。

【再掲：基本目標Ⅰ-施策目標３-施策４（2）】

（４）地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員に対し、ＤＶ対策についての理解と協力を求めていきます。

27　暴力を許さない教育の推進

（1）保育園、幼稚園などの乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、暴力を許さない教育や、男女平等観に基づいた一人ひとりを大切にする教育等の人権に関する教育の一層の推進を図ります。あわせて、保育士や教職員等への意識啓発を行います。

28　デートＤＶ防止対策の実施

（1）関係機関等と連携したデートＤＶに関するワークショップの実施など、若年層に向けた予防啓発を推進します。

施策目標12　ＤＶ防止に向けた調査研究と男性相談

現状と課題

ＤＶ対策にはＤＶを生み出す背景や原因、ＤＶに関する実態を調査分析し、ＤＶの防止や被害者支援に係る施策の検討が必要です。

ＤＶや介護・育児の悩みなど女性相談に寄せられる問題の解決には、女性だけでなく、男性の意識啓発や問題解決が必要です。また、男性も夫婦間や職場における悩みなどさまざまな問題を抱えています。今後、男性のさまざまな問題について相談できる窓口機能を整備し、助言及び情報提供を行っていくことで問題整理に向けた支援を行い、最終的には相談者が自分自身で問題解決に向けた行動がとれるようにしていくことが必要です。こうした取組は、ＤＶの予防にもつながっていくと考えます。

さらに、重大な暴力被害を未然に防ぐため、加害者への対策も課題となっていますが、加害者への対応については、未解明な部分が多く、国においても引き続き調査研究の推進に努めるとしています。本市においても、国の調査研究についての情報収集等を行い、加害者対策に関する検討を進めていくことが必要です。

施　策

29　ＤＶに関する調査研究

（1）相談事例を分析するなど、被害の実態や自立支援に関する状況把握に努めます。

（2）加害者対策のための国の調査研究、他自治体の取組、民間団体の取組について調査、情報収集するとともに、加害者対策のあり方について検討します。

30　男性総合相談の実施

（1）男性のさまざまな問題について、相談できる電話相談窓口を設置し、適切な助言や情報提供をすることにより、男女共同参画の視点に立った男性の意識啓発や問題解決を図ります。

Ⅴ 計画の推進と数値目標

川崎市ＤＶ防止・被害者支援基本計画を推進していくため、以下のような推進体制により取組を進めるとともに、進行管理を行っていきます。

1　推進体制

関係機関や民間団体等と連携・協力して、計画に基づく取組を進めていきます。

（1）川崎市男女平等推進審議会

市の附属機関として、ＤＶに係る施策の推進に関する事項等について調査審議します。

（2）川崎市ＤＶ被害者支援対策推進会議

弁護士会、医師会、人権擁護委員協議会、民間団体、国や神奈川県及び市の関係部署等の関係機関が意見交換を行いながら計画を推進します。

（3）民間団体との連携

本市は、民間団体との連携・協力によって被害者支援を進めてきました。今後も、民間団体の持つ豊富な知識や情報を生かしながら計画を推進していくため、定期的に意見交換を行い、計画を推進します。

（4）神奈川県との連携

推進会議等を活用しながら連携を強化し、計画を推進します。

2　計画の進行管理

本計画の点検・評価は「川崎市男女平等推進行動計画」と連動し、男女平等推進施策の実施状況とともに公表します。

また、毎年度、庁内関係部署で構成される「ＤＶ対策庁内部会」において、施策の取組状況について報告し、進捗状況や課題を共有します。

3　数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

項目	現状値【年度】＊14	目標値【目標年度】
夫婦間における「平手で打つ」、「殴るふりをしておどす」を暴力として認識する人の割合	「平手で打つ」 72.8%　【平成26(2014)年度】 「殴るふりをしておどす」 62.3%　【平成26(2014)年度】	100%に近づける 【平成30(2018)年度】
DV被害にあった際に、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	57.4%　【平成26(2014)年度】	半減させる 【平成30(2018)年度】

＊14　現状値は、平成26(2014)年度に実施した「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」結果からの数値。